

やまなみタクシーの地域公共交通計画への位置付け等について

- 地域公共交通計画の認定申請に係る河南町「やまなみタクシー(A・B)」路線の貴市・村地域公共交通計画への位置付けについて

どちらかに○を付けてください。

位置付ける・位置付けない

上記で、位置付けない場合、

- 河南町「やまなみタクシー(A・B)」路線を貴市・村地域公共交通計画に位置付けない合理的な理由について

別紙のとおり

- 地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金(フィーダ系統)において、河南町「やまなみタクシー(A・B)」路線を本町単独の補助対象とすることについて

どちらかに○を付けてください。

承認する・承認しない

令和7年5月19日

回答者 富田林市 まちづくり部 交通政策室 室長 北田 寛人

●やまなみタクシー(A・B)を本市地域公共交通計画に位置付けない合理的な理由について

河南町でフィーダー系統の運行経費に対する赤字補填として、国庫補助金の申請を予定されている系統のうち、富田林市・千早赤阪村を跨ぐ系統である、「やまなみタクシー(A・B)」については、市町村界を跨ぐ系統のため、原則、全ての市町村で地域公共交通計画に位置付ける必要があります。

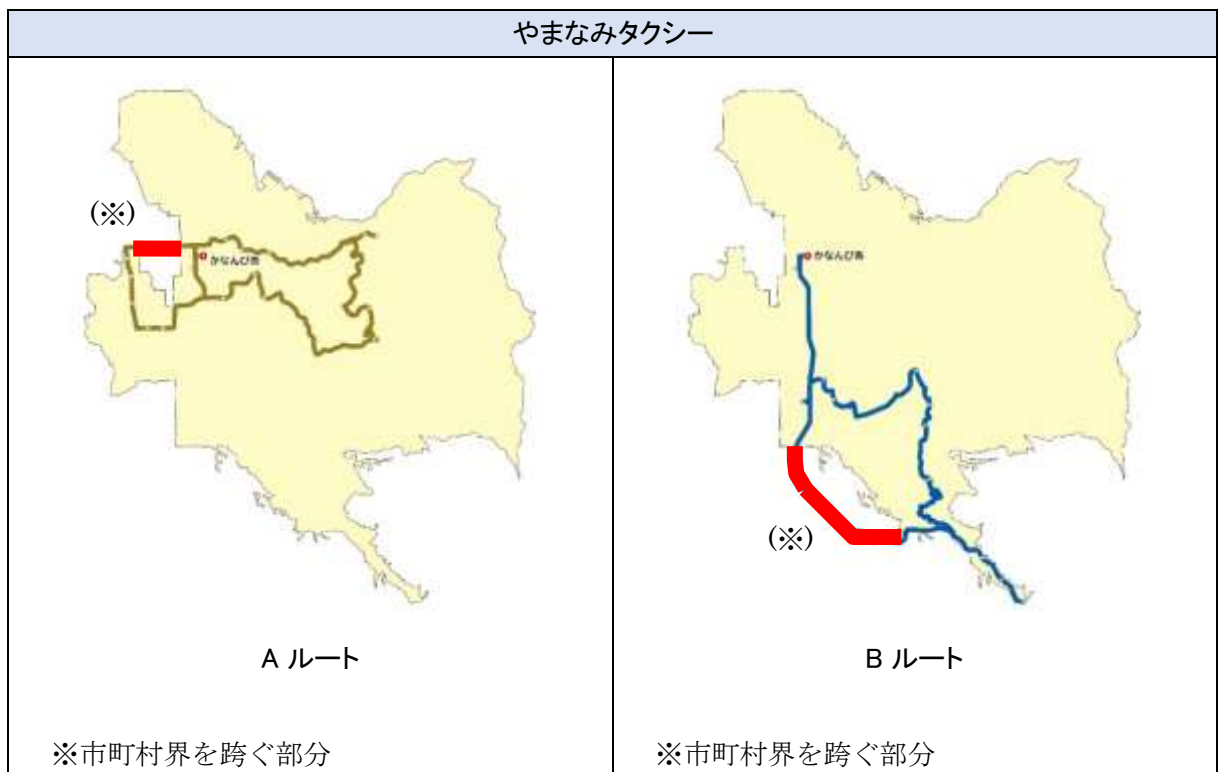
しかし、当該系統については、以下の理由から、富田林市の地域公共交通計画には位置付けません。

【理由】

やまなみタクシー(A・B)は、主に河南町の住民の生活交通として必要なものであり、富田林市には停留所が無く利用実態也没有ありません。

また、富田林市においてやまなみタクシー(A・B)の運行に係る費用を負担しておらず、当該費用に係る補助も受けていません。

以上の理由から、やまなみタクシー(A・B)は、富田林市の生活交通として地域公共交通計画に位置付けるべき系統ではないため、富田林市の地域公共交通計画には位置付けないものです。



やまなみタクシーの地域公共交通計画への位置付け等について

- 地域公共交通計画の認定申請に係る河南町「やまなみタクシー(A・B)」路線の貴市・村地域公共交通計画への位置付けについて

どちらかに○を付けてください。

位置付ける ☒ 位置付けない

上記で、位置付けない場合、

- 河南町「やまなみタクシー(A・B)」路線を貴市・村地域公共交通計画に位置付けない合理的な理由について

別紙のとおり

- 地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金(フィード系統)において、河南町「やまなみタクシー(A・B)」路線を本町単独の補助対象とすることについて

どちらかに○を付けてください。

☒ 承認する ☐ 承認しない

令和7年5月22日

回答者 千早赤阪村総務部総務政策課長 菊井 秀行



●やまなみタクシー(A・B)を地域公共交通計画に位置付けない合理的な理由について

河南町でフィーダー系統の運行経費に対する赤字補填として、国庫補助金の申請を予定されている系統のうち、富田林市・千早赤阪村を跨ぐ系統である、「やまなみタクシー(A・B)」については、市町村界を跨ぐ系統のため、原則、全ての市町村で地域公共交通計画に位置付ける必要があります。

しかし、当該系統については、以下の理由から千早赤阪村の地域公共交通計画には位置付けません。

【理由】

やまなみタクシー(A・B)は主に河南町の住民の生活交通として必要なものであり、千早赤阪村には停留所が無く利用実態也没有ありません。

千早赤阪村において、費用負担をしていることはなく、また補助申請も行わないものであり、千早赤阪村の生活交通として地域公共交通計画に位置付けるべき系統ではないためです。

